

知って安心

化粧品



口紅、シャンプー、石けん…。
私たちが毎日使う
化粧品について
もっと知ろう!!



静岡県環境衛生科学研究所

はじめに

化粧品は、私たちの日常生活の中で毎日必ず使用するもの、と言っても過言ではありません。

薬事法の中で、化粧品とは、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚もしくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう」と定義されています。

また、化粧品は、①身体を清潔にし、保護成分を補うもの、②身体に塗擦して美化するもの、③身体に香りをつけるもの、に大きく分類され、主に顔や毛髪、ボディ、爪などに対して使用するものです。

化粧品は、私たちの生活の中でとても身近な存在であり、格安ショップなどにおいても手軽に購入できる状況にあります。化粧品を使用して皮膚などにトラブルを経験したことのある人も少なくないと考えられます。

そこで、すべての化粧品に配合の制限がある成分のうち、化粧品に一般的に使用されている防腐剤である**パラベン**の**含有量**について調べました。また、一般消費者を対象に、化粧品に関するアンケート調査を行いました。

テストしたのは



No.	種類	価格	原産国
1	ファンデーション	¥1,048	日本
2	ファンデーション	¥1,260	日本
3	ファンデーション	¥105	中国
4	ほお紅	¥105	中国
5	ファンデーション	¥1,260	日本
6	ファンデーション	¥714	日本
7	ファンデーション	¥3,360	日本
8	ほお紅	¥945	日本
9	ファンデーション	¥1,995	日本
10	ほお紅	¥453	日本
11	ファンデーション	¥1,417	日本

静岡市内で市販されていたファンデーション8銘柄、ほお紅3銘柄です。

調査したすべての銘柄において、「配合成分」が記載されており、使用した原料が表示されていました。



結果は 中面に



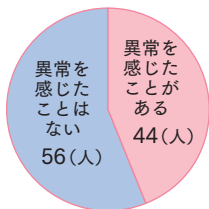
パラベン含有量を調べました

配合成分にパラベンの記載がなかった2銘柄を除いて、記載のあるすべての銘柄にパラベンが含まれていました。また、薬事法の中で、「パラベンの合計の含有量は、化粧品100g中1.0gを超えないこと」と規定されていますが、すべて適合していました。

アンケートを実施しました

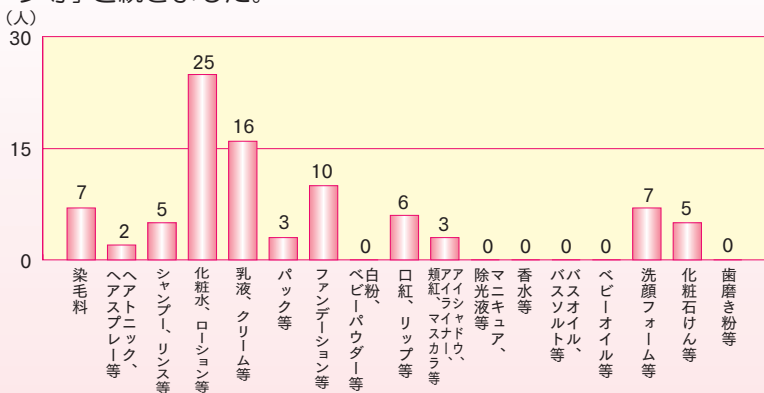
●化粧品を使用して皮膚に異常を感じた経験はありますか。

異常を感じた経験がある人は、全体の44%でした。このうち、自身がアレルギー体質ではないと思っている人も20人いました。



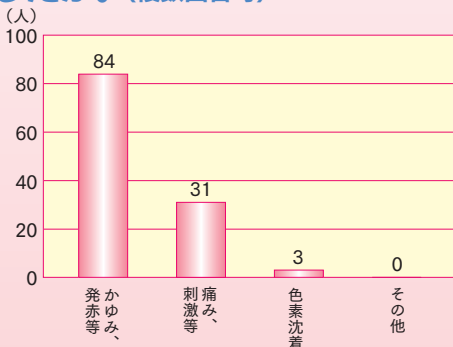
●異常を起こしたと思われる化粧品は何ですか。(複数回答可)

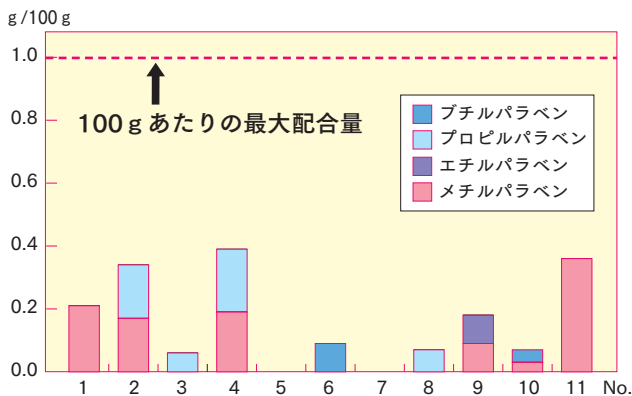
「化粧水等」が最も多く、次いで「乳液等」、「ファンデーション等」と続きました。



●どのような症状でしたか。(複数回答可)

最も多かったのは「かゆみ、発赤等」、次に「痛み、刺激等」であり、ほとんどの人がこの2つの症状を訴えていました。中には使用して2～3時間後に異常に気付いた人もいました。

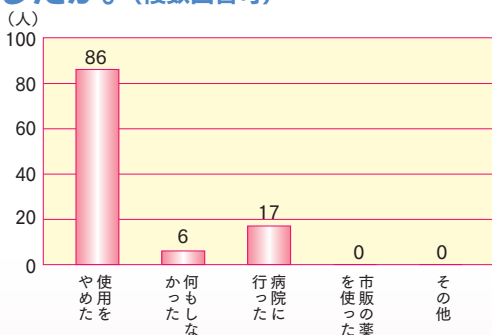




商品テスト実習講座の参加者を対象に、化粧品に関するアンケート調査を実施し、100人から回答を得ました。

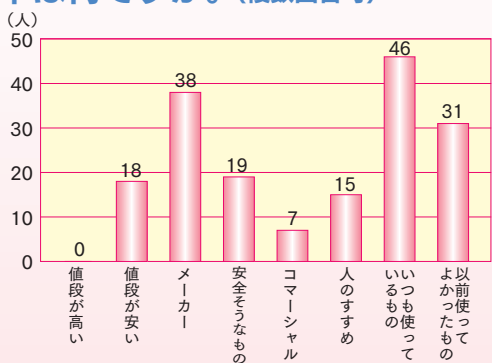
●その時どうしましたか。(複数回答可)

ほとんどの人は使用をやめました。病院へ行った人がいる一方で、何もなかった人もいました。



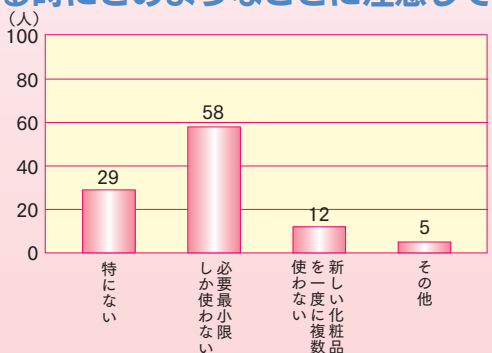
●化粧品を選ぶ基準は何ですか。(複数回答可)

「メーカー」を信頼して購入する人がいる一方で、いつも使っているものや以前使って良かったものなど、自身の経験から良かったものを選ぶ人が多く見られました。



●化粧品を使用する時にどのようなことに注意していますか。

「必要最小限しか使わない」や「新しい化粧品を一度に複数使わない」など使い方に気をつけている人が多く見られました。



まとめ



- 化粧品は、薬事法において定義されており、規制されています。
- 化粧品を使用して、皮膚に異常を感じた経験がある人が4割以上あり、ほとんどの人は、「かゆみ、発赤」や「痛み、刺激」を訴え、中には「色素沈着」までにいたった人もいました。
- 多くの人は、自身の経験から自分に合う化粧品を選び、必要最小限しか使わないなど、注意しながら使用していました。
- パラベンの含有量は、配合成分にその表示があるすべての銘柄で薬事法の規定に適合していました。
- 化粧品を使用して、皮膚等に異常を感じた時には、使用を中止し、皮膚科などの専門医に相談することが望ましいと考えられました。



チョット耳より

「化粧品」は法律で全ての配合成分の表示が義務づけられています。購入する時には配合成分もチェックしてみてください。



県や市町では、消費者の皆さんからの商品についての相談や苦情を受けつけています。お近くの県の相談窓口または市町の消費生活担当課まで御連絡ください。

.....

☆賀茂県民相談室	下田	☎0558-24-2299
東部県民生活センター	沼津	☎055-952-2299
中部県民生活センター	静岡	☎054-202-6006
西部県民生活センター	浜松	☎053-452-2299

☆印への電話は自動的に転送し専門の相談員が対応します。

なお、このパンフレットについての問い合わせは
静岡県環境衛生科学研究所 医薬食品部
静岡市葵区北安東4丁目27-2
☎054-245-7684 へお寄せください。

また、過去に発行したパンフレットについては、
当研究所のホームページ

<http://www6.shizuokanet.ne.jp/eikanctr/>
に掲載しております。